平成 26 年 6 月 6 日

入札説明書等に関する回答書

1. 入札説明書

No	質問		回答
1	P5 7. 入札参加者の募集及び選定スケジュール等	選定スケジュールの予定には入札説明書等に関する質問の回答(第 2 回)が平成 26 年 7 月 25 日(金)、入札書及び事業提案書の受付が平成 26 年 7 月 31 日(木)～平成 26 年 8 月 1 日(金)となっています。1 週間程度の期間で質問の回答を事業提案書に反映させることは困難であるため、質問の回答を早めるか、事業提案書の受付期間を延ばしていただけないでしょうか。	記載のとおりとします。ただし、質問の内容等により、回答を早めることがあります。
2	P8 (3)代表企業の参加資格要件 2)	第 1 回目の質問時に「期間 10 年以上の長期包括的管理運営業務の元請実績には、特別目的会社代表企業としての実績も含む」と回答いただいておりますが、この「実績」は「受注実績」と理解して宜しいでしょうか。	よろしいです。
3	P9 5. 特別目的会社の設立に関する要件	建設中の施設内に本件の事業者が事務所用途として貸与いただける部屋はありますでしょうか。部屋がある場合で、特別目的会社を設立する場合にその事務所をもって特別目的会社の所在地とすることはお認めいただけますでしょうか。	建設中は、2 階作業員控室（リサイクル側）or3 階運転員事務室（焼却側）が貸与可能です。後段は認めます。
4	P12 7. (8)参考資料 2 の閲覧	閲覧を 2 単位希望する場合、様式第 2-3 号の〔閲覧希望日〕の記入方法について御教示願います。例えば第 1 希望欄に 2 単位分の月日及び午前・午後を記入するような方法で宜しいでしょうか。	よろしいです。
5	P12 7. (8)参考資料 2 の閲覧 (9)現地見学会	閲覧、見学会ともに「2 単位まで」とされていますが、別々の日に 1 単位ずつ、合計で 2 単位として申し込むことは可能でしょうか。	同一日としてください。
6	P12 7. (8)参考資料 2 の閲覧 (9)現地見学会	閲覧は 2 単位となっていますが、現地で資料を確認する時間が足りない場合、閲覧期間内であれば再閲覧を可能とすることを御検討いただけないでしょうか。	2 単位までとします。
7	P14 7. (13)開札 1) 日時	入札書の開札は、提出日時締切日に開札するよう御検討いただけないでしょうか。	記載のとおりとします。
8	P17 3. 入札提出書類	入札提出書類の綴じ込み方法につきまして、正本版 1 部には様式第 10 号～様式第 15 号を順に綴じ込み、副本版 10 部には様式第 13 号～様式第 15 号を順に綴じ込むことで宜しいでしょうか。あるいは、様式第 10 号～様式第 12 号は別冊とした方がよいでしょうか。	様式第 10 号～12 号は事業提案書に綴じ込まずに提出してください。
9	P19 2. 事業提案書	添付資料につきまして、様式第 12 号（添付資料）以外に、提案内容に関連する資料の添付をお認め頂けるという解釈で宜しいでしょうか。	所定のページ数以内であれば構いません。
10	P19 2. 事業提案書 2)	ページの通し番号の分母は次のＡ～Ｃいずれの方法によるのが宜しいでしょうか。 Ａ：第 14 号-1, 2 等のそれぞれの枚数を分母とする。 Ｂ：第 14 号, 15 号それぞれの総枚数を分母とする。 Ｃ：第 14 号, 15 号を合わせた総枚数を分母とする。	Ｃとしてください。
11	P19 2. 事業提案書 2)	「提案書及び添付資料に各ページの下中央に通し番号（1/○～○/○）をふること。」とありますが、提案	様式毎に編集してください。

		内容に関連する資料は、事業提案書の最後にまとめて編集すればよいでしょうか。それとも、様式毎に（第13～15 号)、その様式の最後に当該添付資料を編集すればよいでしょうか。 もし前者の場合、ページのふり方は、提案書と添付資料を続けた通し番号でふってよいでしょうか。	
12	P19 2.事業提案書6)	使用ソフトが明記されていますが、バージョンの指定はありますでしょうか。また、事業提案書に提案内容に関連する資料を添付する場合、その電子データはPDF 形式をお認め頂けるのでしょうか。	2007 以下としてください。PDF 形式でも構いません。
13	P20 1.(2) 1)委託料の考え方	「要求水準書に示す年間処理量及び埋立量が事業期間にわたって継続されるものと考え、入札提出書類を作成」とありますが、要求水準書２頁＜対象施設の概要(1)＞に示される計画年間ごみ処理量が 20 年間同一で継続されるとして算出するのか、要求水準書 16 頁等の＜処理対象物と計画年間処理量＞等に示される各年度異なる量にて算出するのかいずれでしょうか。 前者である場合は、年間の埋立量の記載はありませんので、基準とすべき量を御教示願います。	要求水準書P16～P19、P22 の数値を使用してください。
14	P23 1.(3)落札者の決定2)	落札者の通知及び公表は平成 26 年 9 月下旬(予定)とありますが、5 頁7.入札参加者の募集及び選定スケジュール等には平成 26 年 8 月下旬とあります。どちらが正しいのでしょうか。	平成26 年8 月下旬が正です。
15	P23 1.(3)落札者の決定3)	「審査講評は基本協定締結後に公表する」とされていますが、落札者の公表と同時期もしくは近い時期にしていただくことはできないでしょうか。	記載のとおりとします。
16	P30～31 別紙5　リスク分担表「運営／ごみ質変動」注5	計画ごみ質に示されている項目以外の、水銀等重金属、銅、爆発危険物等、設備の損傷や運転停止等の要因となる混入物があきらかとなった場合等においては、合理的な理由があるものと考えて宜しいでしょうか。	よろしいです。

2. 要求水準書

No	質問		回答
1	P4 3.(12)関係事業等への協力	本施設周辺で岩見沢市及び関係団体が行う事業等に関しまして、現時点想定されております事業がありましたらどのような事業に対しどのような協力をさせていただくのか具体的に教示いただけないでしょうか。	現時点で想定している事業は特にありませんが、大型ごみとして出された家具や自転車の販売や、フリーマーケット、環境啓発イベントを施設内及び施設周辺（駐車場など）で行う可能性があります。
2	P5 3.(15)焼却施設及びリサイクル施設の保証等	「かし担保期間中に生じた設計、施工及び材質並びに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障は、中間処理施設の施工企業の負担にて速やかに補修、改造または取替が行われる。」とありますが、あらかじめ施工企業と取り交わしたかし判定基準があり、それに基づき判断されるのでしょうか。基準がありましたら開示	かし確認の基準があり、参考資料2 の実施設計図書で示します。

		願います。	
3	P5 3.(15)焼却施設及びリサイクル施設の保証等 同(16)最終処分場の保証等	かし担保期間中の補修、改造もしくは取替は施工企業によりなされるとありますが、予備品・消耗品類の取替の実施は事業者が行うとの理解で宜しいでしょうか。その場合、初期の予備品・消耗品は施工業者により一定量が納入されるのでしょうか。納入される場合は、予備品・消耗品それぞれ何年分に相当する量でしょうか。また、予備品・消耗品リストを開示いただけないでしょうか。	取替は事業者実施です。予備品は2年間分、消耗品は1年間分です。予備品・消耗品リストは参考資料2の実施設計図書で示します。
4	P5 3.(15)焼却施設及びリサイクル施設の保証等 同(16)最終処分場の保証等	かし担保期間中に施工企業により行われる予定の定期点検整備等はありますでしょうか。ありましたらその項目及び内容を御教示いただけますようお願い致します。また、その際施工企業が点検整備等で使用する予備品・消耗品類は、施工企業が別途用意するのか、既に納入済みの予備品・消耗品が使用されるのかを御教示いただけますようお願い致します。	ありません。
5	P5 3.(15)焼却施設及びリサイクル施設の保証等 同(16)最終処分場の保証等	かし担保に該当し、施工企業が実施した補修、改造等の保証期間は、どのようにお考えでしょうか。	当該項目に記載のとおりの保証期間で変わりありません。
6	P5 3.(16)最終処分場の保証等	最終処分場の設計に関してのかし担保期間が明記されていませんが、他の施設と同様、10年間と考えて宜しいでしょうか。	実施設計のかし担保期間は、引渡しを受けた平成 25 年 3 月 21 日から 2 年間。故意又は重大な過失の場合 10 年間です。
7	P5 3.(16)最終処分場の保証等 1)	「かし担保期間中に生じた設計、施工及び材質並びに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障は、最終処分場の施工企業の負担にて速やか補修、改造または取替が行われる。」とありますが、あらかじめ施工企業と取り交わしたかし判定基準があり、それに基づき判断されるのでしょうか。基準がありましたら開示願います。	ありません。
8	P5 3.(16)最終処分場の保証等 2)	「かし担保期間中に生じた設計、施工及び材質並びに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は、中間処理施設の施工企業〜」とありますが、「浸出水処理施設の施工企業」と読み替えて宜しいでしょうか。 また、あらかじめ施工企業と取り交わしたかし判定基準があり、それに基づき判断されるのでしょうか。基準がありましたら開示願います。	浸出水処理施設が正です。 プラント工事について、かし確認の基準があり、参考資料 2 の実施設計図書で示します。
9	P6 3.(18)車両・重機等	貴市が所有する車両・重機等別紙1に示されるもののうち一部は無償貸与させていただき、一部は貸与を受けない（廃車手続き及び処分等を事業者が行わない）という選択をさせていただくことは可能でしょうか。	可能です。
10	P6 3.(18)車両・重機等	車両・重機等の更新が必要となった場合、代替車両・重機等の所有者はどことなりますでしょうか。代替車両・重機等を事業者が事業期間内のリース等で対応することはお認めいただけますでしょうか。	所有者は岩見沢市です。 リース等の対応は可とします。

11	P6 3.(19) 災害発生時等のごみ処理	水害時のごみであれば含水率が高い、震災ごみであれば異物混入が多い等、災害時のごみ質は極端に偏る可能性が有ります。この場合についてのごみ質の変動にかかる費用についてはご協議いただけるものと考えて宜しいでしょうか。	よろしいです。
12	P12 5.(1) 3)排水	プラント排水は処理後再使用、生活排水は処理後放流とされていますが、生活排水を合併浄化槽処理した後の排水処理設備はプラント排水処理設備とは別の設備でしょうか。排水処理の系統・フロー図等を開示いただけないでしょうか。	参考資料2の実施設計図書で示します。
13	P15 1.(4)事業準備期間の計量棟・焼却施設・リサイクル施設の運転管理	「運転管理に必要な事業者職員等の人件費は事業者側負担」とあります。詳細計画、費用算出の為、 ①具体的な事業者職員の入場時期をご教示願います。 ②事業準備期間において、施工上、焼却施設内の入場が不可能な時期がある場合、事業者職員の控え室（詰所）は市様にてご準備いただけるものと理解してよろしいでしょうか。 ③事業者職員が焼却施設内居室に入場可能となる時期をご教示願います。	①1.焼却施設 (1)11 月～無負荷試運転 ・11 月～運転班・保全班の班長・副班長 ・11 月末～計量機・プラットホーム要員 (2)1 月～負荷試運転 ・12 月末～各班班員 2.リサイクル施設 1 月～ ②③11 月末まで建屋内使用は不可の予定。控室が必要な場合は事業者範囲とします。
14	P15 1.(4)事業準備期間の計量棟・焼却施設・リサイクル施設の運転管理	「除雪に要する費用は事業者負担とする。」とありますが、事業準備期間においても別紙3で示された範囲で宜しいでしょうか。（紫の部分は市様の範囲と考えて宜しいでしょうか。） また、サービスエリア線入口（紫の部分）は降雪時、道幅が狭くなり、誘導員が必要になると想定されます。 事業準備期間および事業期間において、この市道（紫の部分）に誘導員が必要な場合は、市様の範囲と考えて宜しいしょうか。	よろしいです。 市で行う市道除雪で対応することとします。
15	P15 1.(4)事業準備期間の計量棟・焼却施設・リサイクル施設の運転管理	運転管理に必要な事業者職員等の人件費は事業者とありますが、施工企業による性能確認試験が完了するまでは、施工企業の責任であり、必要な試運転要員も施工企業が出す試運転体制と考えます。事業者が負担する人件費は、性能確認試験が完了した後の、運転準備期間中に搬入されるごみ処理のために必要な運転員の人件費、および事業者が性能確認試験前から施設の運転教育をするための運転員の人件費と考えておりますが、そういう解釈で宜しいでしょうか？	記載のとおり、事業者は事業準備期間＝試運転中全期間の運転管理を実施してください。
16	P15 1.(4)事業準備期間の計量棟・焼却施設・リサイクル施設の運転管理	事業準備期間の除雪に要する費用は事業者負担とありますが、貴市が所有する別紙1記載の車両・重機等は事業準備期間の初期より、新ごみ処分場において使用可能でしょうか。	車両・重機は、現処分場でまだ使用していることになることから、新処分場では、使用できません。
17	P15 1.(4)事業準備期間の	〈事業準備期間の受入対象ごみ〉の受入時期につきまして、その他プラスチック容器包装のみ平成 26 年 12	当該処理ラインは、現在使用しているものを H26 年 12 月

	計量棟・焼却施設・リサイクル施設の運転管理	月から受入開始とされています。これはその他プラスチック容器包装の処理ラインは他項目のごみより早い時期から処理を開始するという理解で宜しいのでしょうか。	から移設工事を行い、新処分場での処理開始はH27年1月中旬頃になる予定です。
18	P15 1. (4)事業準備期間の計量棟・焼却施設・リサイクル施設の運転管理	「実施方針による回答書」No.6にしめされたとおり、試運転中約3ヶ月間に大幅に増加すると予測されたごみの処理は、「事業範囲内であり、H27年4月からの事業期間での処理等、市と協議の上実施することとします。」と回答をいただいておりますが、事業準備期間の受入対象ごみは、焼却施設の試運転で使用する、岩見沢市内にて収集されたごみのみと考えて宜しいでしょうか。	記載のとおり、岩見沢市内のみで収集されたごみで、記載してある種類・量・時期で受け入れます。試運転で使用する以上のごみが搬入される場合があります。
19	P16 1.(5)事業準備期間中の最終処分場の運転管理	事業準備期間の運転指導を受ける為に想定される人数、期間、時間につきご教示願います。	前掲No.13の回答区分で、焼却施設 約31名（交替勤務班員含)、リサイクル施設 約16名。他、所長・副所長（有資格者)、清掃員、誘導員、事務員等が想定されます。
20	P16 1.(5)事業準備期間の最終処分場の運転管理	最終処分場におきましても前記焼却施設等と同様に用役費等の試運転及び運転指導に必要な費用は、施工業者の負担との理解で宜しいでしょうか。	よろしいです。
21	P16 2.(1)受入管理	貴市が定めるごみの受入基準（「岩見沢市ごみ分別の手引き平成 25 年度版」等）は、新ごみ処分場建設後は内容変更するお考えはありますでしょうか。現時点で変更をお考えの事項等ありましたら御開示をいただけないでしょうか。	新処分場の試験稼働にあわせ分別を変更します。（H27.1.1） 金属類・ガラス・陶磁器等以外は燃やせるごみに変更します。
22	P16 2.(3)手数料等収納	「乙は収納した手数料等を、その詳細を示す計算書を添えて、甲が指示する金融機関等に入金する」とありますが、公金を金融機関へ運搬するにあたり、警備会社の警備が必要となります。市様職員に場内において手渡し、納付する方法に変更していただくことは可能でしょうか。	現在調整中ですが、記載のとおり、市役所の会計室窓口に入金することになる予定です。
23	P16 2.(3)手数料等収納	搬入手数料の後納等、未集金の回収責任を事業者が負うことは困難と考えます。未収債権の回収は、市様の範囲と考えてよろしいでしょうか。	搬入手数料の後納等は、市で行います。
24	P16 2.(4)受付時間	8：00～17：00 となっておりますが、最終処分場への搬入時間は9：00～17：00となっております。この開始時間の違いにつき理由をご教示願います。	施設の開設時間は、全施設、9:00～17：00 とする予定です。 計量棟の受付時間は、9：00～17：00に変更いたします。
25	P16 2.(4)受付時間	受付時間は月曜日～土曜日及び祝日の 8：00～17：00とありますが、途中で一時受付を休止するいわゆる昼休みの時間は、設定されるのでしょうか。設定される場合は、何時何分～何時何分でしょうか。	設定しません。
26	P16 3.(3)処理対象物と年間処理量	美唄市、月形町の処理対象物は事業開始日（4月1日）以降、搬入されるものと考えて宜しいでしょうか。	よろしいです。

27	P16 3. (3)処理対象物と年間処理量(4)計画ごみ質	小動物(鹿等)焼却時には燃焼条件が著しく変動する可能性があります。参考資料１に鹿の搬入数量が 77頭/年と示されていますが、毎年同等数量と考えて宜しいでしょうか。 また、予め集中する時期(月）等が想定されましたら、御教示願います。	頭数は変動します。 23 年度　63 頭 24 年度　75 頭 25 年度 145 頭 夏季に多い傾向にあります。
28	P17 3. (6)搬入管理	「事業者は、安全に搬入が行われるよう必要に応じて誘導員を配置」とありますが、特定搬入事業者等において、乗車員が２名以上(誘導担当人員も同乗)の場合の車両誘導は、特定搬入事業者へお願いして宜しいでしょうか。	記載のとおりとします。
29	P17 3. (6)搬入管理	「事業者は、処理不適物を発見した場合は回収して施設内に保管すること。その後、岩見沢市と協議し対応を講じること」となっておりますが、明らかに重大な処理不適物を発見した場合には、市様から直接指導を行っていただきます様、お願い致します。	市からも直接指導を行います。
30	P17 3. (6)搬入管理	「3）事業者は、処理不適物を発見した場合は回収して施設内に保管すること。その後、岩見沢市と協議し対応を講じること」とありますが、事業者の範囲は、処理不適物を施設内に一時保管し、その後の処分費については、市様の範囲との理解で宜しいでしょうか。	事業契約書案第 27 条第２項、第 33 条第２項により、本施設で処理できないものの処理についてのみ市の責任範囲とします。
31	P18 4. リサイクル施設に係る運転管理業務	参考資料１の焼却施設、リサイクル施設の配置図を拝見すると 2Ｆに再生品工房が配置されておりますが、要求水準書他にも再生品工房に関する業務には触れられておりません。再生品工房に関する業務は、事業者の業務範囲外との理解でよろしいでしょうか。事業者の業務範囲となります場合は、再生品工房の対象品目及び予定される量、業務内容、再生品の取扱い内容（市民の方への売却他)、責任範囲等に関しまして明示いただけますようお願い致します。	主に、ボランティアによる自転車や家具等の再生の活動や展示販売などに利用する予定であり、搬出入の手伝いや施設の利用についての協力等を求めます。具体的事項は、参考資料２とともに示します。
32	P18 4. (3)処理対象物と年間処理量	事業開始後にリサイクル施設に搬入される処理対象物について、曜日毎の指定品目等のルールがありましたらご教示願います。	リサイクル対象物は、全て毎日搬入されます。 品目別には別紙のとおりです。
33	P21 4. (11)資源物の管理	「事業者は、資源物の品質が引取り業者の求める品質を満足しない場合は、事業者の責任において適正処分すること。」とありますが、引取り業者の求める品質を、具体的にご教示願います。	びん、プラスチック製容器包装については、（公財）容器包装リサイクル協会が示す、分別基準/引取り品質ガイドラインによります。 缶、ペットボトルについてはほぼ、異物の混入が無い状態で、売却をしており、上記分別基準/引取り品質ガイドラインを準用し、品質の確保を求めます。
34	P24 5. (10)埋立満了後の管理	「第２期埋立地を適正に運転管理すること」とあります。事業計画、事業費算出の為、第１期埋立地と同様に具体的かつ詳細な情報をお示し頂く様、お願い致し	P3 対象施設の概要(2)に記載のとおり、同一敷地内に第１期埋立地と同等程度のもの

		ます。お示し頂けない場合は、事業計画、事業費算出が困難であり、本事業範囲外と考えますがいかがでしょうか。	を整備するものとしてください。
35	P26 1.(4)工具・測定機器の管理	施工企業が納入する工具・測定機器のリスト等を開示いただけないでしょうか。	参考資料2の実施設計図書で示します。
36	P27 1.(6)機器台帳の作成・管理	機器台帳の作成に関しまして、「最終処分場のうち埋立地に係わる」との限定的な表記となっていますのはどのような意味合いでしょうか。焼却施設、リサイクル施設、浸出水処理施設等は施工業者により作成されるので、事業者はこの作成は必要なく、機器台帳の改訂・管理等を実施すればよいとの理解で宜しいでしょうか。	よろしいです。
37	P29 5.(1)施設の性能維持	第2期埋立地整備時の性能確認試験結果、写真等については、事業者へ開示いただけます様、お願い致します。（特に水槽の水張り試験、遮水シートの健全性を確認可能な試験等について）	第2期埋立地運営開始前に第1期埋立地と同様の情報を開示します。
38	P31 3.周辺環境測定	運営中の分析費用の算出の為、周辺環境の土壌の位置（施設からの距離）および分析する作物の品種品目についてご教示願います。また作物の基準があるのでしたら、ご教示願います。	参考資料 2 とともに示します。
39	P31 3.周辺環境測定	作物や土壌のサンプルの採集に関しては直接市民との調整が必要となります。その為、市様が分析用サンプルを採集いただき、提供いただけるものとして宜しいでしょうか。	サンプル採集箇所の地権者は1件で、同意を得ているので、事業者が試料採集・分析を行います。
40	P31 3.周辺環境測定	作物や土壌のサンプル分析を定期測定していくとなると、運営開始前の初期データが必要かと思われます。（初期値測定） 運営開始前データは市様の負担にて、分析いただき、その結果を開示いただけるとものとして宜しいでしょうか。	よろしいです。
41	P31 3.周辺環境測定	土壌環境、作物の測定値に数値基準はありますでしょうか。基準がある場合、万が一基準を超過した場合の取扱いはどのようにお考えでしょうか。	参考資料 2 とともに示します。基準を超過した場合には、事業者は岩見沢市と協議の上、その原因解明及び対策等を講じてください。
42	P33 2.植栽管理	「植栽の管理方法や頻度等を定めた植栽管理計画書を作成」とありますが、現状の参考資料1では、植栽の位置、範囲、品種品目が不明の為、ご教示願います。	参考資料 2 とともに示します。
43	P33 3.除雪	除雪によって残雪置場が必要な場合、貴市の指定する残雪置場がございましたらご教示願います。	特に指定はしません。事業用地内で、事業運営に支障がない場所に堆雪してください。
44	P33 4.見学者対応	「(1)事業者は、施設の見学を希望する者の受付、案内、説明を行うこと。」とありますが、想定されている見学者数（小学生や一般）をご教示願います。	平成25年度実績は、 小学校11校580名 中学校1校　21名 一般　5団体　56名 計　17団体　657名です。 H27は学校の他、町会・自治

45			会など多数の見学が見込まれ、H25 実績を相当上回るものと想定されます。H28 以降も数年はH25 の実績を上回るものと考えます。
45	P33 4.見学者対応	見学の対象施設は焼却施設、リサイクル施設、最終処分場の3箇所という理解で宜しいでしょうか。	見学者の希望があれば、浸出水処理施設も対象とします。

3. 落札者決定基準

No	質問		回答
1	P8 5.価格提案に関する得点化方法	入札価格が定量化限度額を下回った場合でも、失格にはならないのでしょうか。	なりません。

4. 様式集

No	質問		回答
1	様式第3号 (1/2)、5号 (1/2)、9号、11号、12号	左記の様式において「広告年月日」が平成 26 年 4 月 21 日と記載されていますが、貴市ホームページに掲載されました入札公告、入札説明書等では広告日は平成 26 年 5 月 12 日と記載されています。どちらが正しいかご教示願います。	平成26年5月12日が正です。
2	様式第5号 (2/2) 6.添付書類	[構成員及び協力企業について必要な書類]につきまして、交付日が指定されていない書類の有効期限は参加資格確認基準日より3ヶ月前以内という考えで宜しいでしょうか。	よろしいです。
3	様式第5号 (2/2) 6.添付書類	[構成員及び協力企業について必要な書類]のうち、「会社概要」は会社のパンフレットでも宜しいでしょうか。	よろしいです。
4	様式第15-2号事業収支計画 様式第15-3-3号費用明細書〔補修費用〕	ご指定の様式で（単位：円）にて記載しますと記入枠が比較的小さいために金額の数値が小さく見づらくなるものと考えられます。単位を千円とするか、枠を広げて現在1枚の表を2枚とする等の表記変更を行った方が見やすくなると考えますがいかがでしょうか。表記方法をご指示いただけますようお願い致します。	見づらい場合には枠を広げて複数枚としてください。
5	様式第15-3-1号(1/2) 費用明細書〔変動費に関する提案単価〕	焼却施設の電力使用（買電）量は、発電の効果によりごみ量の増加に伴って2炉運転日数が増加することで買電量は減少し、他の用役等とは逆の傾向となります。ごみ量の増加により費用が減少する項目は、変動費においてどのような算定を行ったらよいでしょうか。ある一定の処理量における買電量を固定費に計上させていただき、電気代の変動費は負(マイナス)の提案単価として計上させていただいてもよろしいでしょうか。	電気代は処理量に応じて変動することから、変動費として計上してください。算定方法は事業者提案とします。
6	様式第15-3-1号(1/2) 費用明細書〔変動費に関する提案単価〕	リサイクル施設（破砕選別ライン）の変動費単価の分母tの基準は、要求水準書 18～19 頁表の最上段の破砕不適物量を除いた不燃ごみ、大型ごみの量基準で算定することで宜しいでしょうか。	よろしいです。
7	様式第15-3-1号(2/2)	リサイクル施設（資源化ライン）の変動費単価の分母	缶・びん・ペットボトル・そ

	費用明細書〔変動費に関する提案単価〕	ｔの基準は、どの量を基準としたらよいでしょうか。	の他プラスチック製容器包装の合計量としてください。
8	様式第15-3-1号(2/2) 費用明細書〔変動費に関する提案単価〕	最終処分場の変動費単価の分母ｔの基準は、要求水準書22頁表の埋立量（ｔ/年）の計の数量相当を基準とすることで宜しいでしょうか。	よろしいです。
9	様式第15-3-1号(2/2) 費用明細書〔変動費に関する提案単価〕	脚注に※提案単価の端数は切り捨てとありますが、切り捨てを行うのは計の部分で宜しいでしょうか。あるいは各項目別毎に切り捨てを行う必要がありますでしょうか。	項目別に行ってください。
10	提出書類全般	様式集にて提示するスペースが足りない資料については、別途、資料集としてご提出してもよろしいでしょうか。	提出書類作成要領等に従って提出してください。

5. 基本協定書(案)

No	質問		回答
1	基本協定書の適用について	特別目的会社を設立せず、株式会社１社で応募する場合は、基本協定書は適用されないものとの理解で宜しいでしょうか。 適用される場合は、第５条「特別目的会社の設立」の部分は除外されるものとの理解で宜しいでしょうか。	適用され、第５条は除外されます。
2	P3 第３条　基本的合意	「甲が当該準備行為に協力する場合においても、その費用は乙又は事業者の負担とする」とありますが、費用負担が想定される協力の具体的例につき、ご教示願います。	現時点で想定される例がありませんが、甲の一般的な事務・協力の範囲を超えるもので、新たな費用負担が発生した場合に、負担を求めます。

6. 事業契約書(案)

No	質問		回答
1	P1 第２条	乙が特別目的会社ではない株式会社が直接受託する場合。「乙は、本事業以外の業務に従事してはならない。」は適用されないとの理解で宜しいでしょうか。	よろしいです。
2	P1 第２条	要求水準書の変更にあたって「乙の遂行する本事業に本質的又は重大な変更を与えないと甲が判断した場合」、「乙の同意を得ずに当該変更を行うことができる」とあります。 市様の観点から「本事業に本質的又は重大な変更を与えない」変更と判断されても、受託者の観点からはそれと異なる結論もあり得ると考える為、このような場合でも事前に協議の場を設けていただくことは可能でしょうか。	事前協議を行うよう努めます。
3	P1 第２条１	第１項の（　）書きの文章では、「乙は、本事業以外の業務に従事してはならない。」とありますが、これは乙が特別目的会社を設立した場合であり、そうでない場合はこの限りではないと解釈して宜しいでしょうか。	よろしいです。
4	P1 第２条２	第２項では、「･･･、当該変更によって、乙の遂行する本事業に本質的又は重大な変更を与えないと甲が判断した場合は、･･･、乙の同意を得ずに当該変更を行	事前協議を行うよう努めます。

		うことができ、･･･」とありますが、本質的又は重大な変更を与えないかどうかは、甲乙協議のうえ判断するとした方が公平性を保てると思いますが、いかがでしょうか。	
5	P3 第５条	第１項の「乙は、甲に対し、必要な協力を行うものとする。」部分と、第 2 項の「甲は、合理的な範囲で乙に協力するものとし、その協力に際して生じた費用は、乙の負担とする。」部分の文言の差は、どのような理由によるものでしょうか。「必要な協力」、「合理的な範囲で協力」と文言を変更されていることに、何らかの理由がありましたら、ご教示願います。	第２項を「甲は、乙に必要な協力を行うものとし、」に改めます。
6	P3 第５条	万一、市様の責めに帰すべき事由により住民等の苦情、賠償請求又は差止仮処分申請等の対応への受託者の協力が行われた場合、その協力に際して生じた費用は市様の御負担との理解で宜しいでしょうか。	乙の受忍範囲を超える程度の協力と考えられる場合、甲の負担とします。
7	P3 第７条	ユーティリティの確保に関連し、浸出水処理施設の電力及び給排水は参考資料 1「焼却施設、リサイクル施設 5. 用役収支」に記載されておりますが、浸出水処理施設での薬品類の使用量見込みを同様に開示いただけないでしょうか。	参考資料２の実施設計図書で示します。
8	P3 第９条	第３項の「本業務のうちごみ処理に係る業務」は、「本業務により排出される産業廃棄物（修繕等により撤去された部品、耐火材等）に係る業務」との理解で宜しいでしょうか。	業務の中核である、ごみ処理の直接業務＝施設に搬入されるごみを適正に処理する業務を指します。
9	P3 第９条	第３項に示される下請人等に委託し、又は請け負わせることができないとされるごみ処理に係る業務とはどのような業務でしょうか。その業務の内容を具体的にご教示いただけないでしょうか。また、同条第２項には構成企業も「下請人」と定義されていることより、特別目的会社を設立する場合、第３項に規定される業務は特別目的会社の社員のみしか原則として同業務を行うことはできないとの理解となりますでしょうか。	業務の中核である、ごみ処理の直接業務＝施設に搬入されるごみを適正に処理する業務を指します。 後段は、そのとおりです。
10	P4 第 10 条	第１項の「著しく不適当と認められるとき」部分と、第３項の「著しく不適当と合理的に認められるとき」部分の文言の差は、どのような理由によるものでしょうか。 「著しく不適当」という判断が正当な理由なく不合理であってはならないのは、いずれの場合も同じであって共通するものと考えますが、文言が異なる理由をご教示ください。	第３項は以下のように訂正します。 「合理的」という表現は削除します。
10	P4 第 10 条	第４項「当該請求に係る事項について決定し」は、第 2 項「当該請求に係る事項に対する措置について決定し」と同義と理解して宜しいでしょうか。	ご指摘の記載に訂正します。
11	P5 第 14 条 3	「事業期間開始日までに本施設の操作手順及び方法につき取扱説明書に基づき基準化した運転・施設の操作手順及び方法につき運転管理マニュアルを作成し、甲の承諾を得なければならない。乙は当該に従って運	運転管理マニュアル作成に必要な取扱説明書等は、事業準備期間内に、マニュアルが作成できる期間を確保でき

		転業務管理マニュアルを作成し、甲の承諾を得なければならない。」とありますが、事業準備期間開始までには、当該本施設の操作手順及び方法につき取扱説明書をご提示いただけると考えてよろしいでしょうか。	る時期までに提示します。
12	P5 第 14 条 3	「事業開始日までに、本施設の操作手順及び方法につき取扱説明書に基づき基準化した運転管理マニュアルを作成し…」と記載されていますが、施工企業から提出される取扱説明書等の完成図書は、いつ事業者に貸与されるのでしょうか。 また、施工企業から提出される完成図書の種類について、御教示願います。	完成図書は、工事竣工に際して、施工業者から市に提出されます。 完成図書の種類は、参考資料 2 の実施設計図書で示します。
13	P6 第 18 条	第 1 項「故障、事故」「不可抗力による損害発生」は、「本施設」についてのものと理解して宜しいでしょうか。	よろしいです。
14	P6 第 19 条	第 3 項「予見不可能な事由が発生したと合理的に判断される場合」は、「不可抗力」と同義と理解して宜しいでしょうか。	よろしいです。
15	P7 第 23 条 別紙 5	第 1 項「乙の責めに帰すべき事由を原因とする、第 20 条から前条までに規定する対応に要する費用(原因の究明及び責任の分析に要する費用、受入れできない処理対象物を運搬しこれを処理する費用、計画外の補修費等を行う費用を含む。)は全て乙が負担する。」部分、第 22 条 2 項との関係においては、同条項の繰り返し規定(重複規定)であって特別に新たな法的な意味はないものと理解しますが、宜しいでしょうか。	よろしいです。
16	P7 第 25 条	「乙は収納した手数料等を、その詳細を示す計算書を添えて、甲が指示する金融機関等に入金する」とありますが、公金を輸送する場合、輸送中の警備が必要となります。市様職員に施設内において手渡し、納付する方法に変更は可能でしょうか。	現在調整中ですが、記載のとおり、市役所の会計室窓口に入金することになる予定です。
17	P7 第 25 条	要求水準書 16 ページ第 3 章 2.(3) 2)に「…事業契約書に定める方法によって岩見沢市へ引き渡すこと。」と記載されています。いつまでに手数料を収納する等詳細について御教示願います。	指定業者からの後納については、市が徴収します。 直接搬入者から収納した手数料は、基本的に翌日、市側に入金することとします。詳細は協議します。
18	P7 第 26 条	指定される仮保管場所への運搬、荷下し、積込及び新ごみ処分場への搬入は、市様範囲と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
19	P7 第 26 条	指定される仮置保管場所は、保管管理上、危惧される汚水発生、飛散、臭気、鳥獣害等への対策が諸法律上十分に対応できる場所と考えて宜しいでしょうか。 仮に対応できる場所でなければ、指定される仮保管場所における保管管理等の業務遂行は困難であり、事業範囲外と考えますが宜しいでしょうか。	諸法律に対応できる場所を指定します。
20	P8 第 30 条 1 及び 2	搬入物、搬出物の分析及び管理の頻度・内容については、甲乙協議により決定すると記載されていますが、事業者の提案事項ではないのでしょうか。	提案があった場合も甲乙協議して決定します。

21	P9 第35条	回収される資源物の売却収入は貴市に帰属するとの理解で宜しいでしょうか。また、その他回収物で貴市の指定業者で有償引取りとなる回収物があった場合の業者への支払いは貴市のご負担との理解で宜しいでしょうか。	よろしいです。
22	P9 第35条4	回収される前3項で規定する以外の回収物を甲の指定する場所に保管・貯留とありますが、この甲の指定する場所とは新ごみ処分場の敷地内との理解で宜しいでしょうか。	よろしいです。
23	P10 第39条	「乙は事業期間中、本契約に従い、埋め立て満了後の管理を行う」とありますが、満了後の最終覆土を行った後、事業終了までの管理については、雑草等の管理、浸出水処理施設運転満了までの地下水、処理水管理を行うとの理解で宜しいでしょうか。	参考資料1一般廃棄物最終処分場維持管理計画書（9.埋立て終了から廃止までの維持管理）を参照ください。
24	P10 第39条	浸出水の水質が安定し、水処理施設の運用の必要がなくなるまでは埋め立て終了後、5 年以上かかる場合もあります。その場合には処分場、浸出水処理施設の閉鎖は事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
25	P10 第39条	最終処分場の設計･施工の重大な瑕疵についての瑕疵期間は竣工後も事業期間中継続するとの理解で宜しいでしょうか。また、特許等を使用している場合の項目、特許権の終了期間をご教示願います。	故意または重大な過失によるかし担保期間は、設計・施工とも、それぞれの引渡しから10年間です。 特許の使用はありません。
26	P10 第39条	各種測定に関連して、分析室等に施工業者により納入される分析機器がありましたらそのリストを開示いただけないでしょうか。	参考資料2の実施設計図書で示します。
27	P10 第39条3	事業期間中に事業者が行う埋立満了後の管理内容は、参考資料 1　7.「一般廃棄物最終処分場維持管理計画書」41 頁「9. 埋立終了から廃止までの維持管理」に記載されている内容と理解して宜しいでしょうか。また、同書 12 頁「表 3-1-3 維持管理基準(3)」「覆いの損壊防止」欄に記載の最終覆土後の植生を施す業務は事業者の業務範囲外と理解して宜しいでしょうか。	いずれもよろしいです。
28	P11 第44条	第58条および第60条において、法令等の改正および不可抗力への対応は協議とありますが、本条第5項に記載されたとおり、「法令等の改正又は不可抗力による機器の更新」は、市様のご負担と考えてよろしいでしょうか。	第44条5は、更新計画及び更新計画に基づく更新工事の機器更新の対象外を意味しています。
29	P12 第49条	第2項「その他の関連業務」には、第2項にいう清掃、除雪のほか、第1項にいう見学者対応、住民対応も含むのでしょうか。ご教示ください。	その他関連業務は、要求水準書第 7 章に記載するものです。見学者対応、住民対応に関する計画の作成は求めません。
30	P13 第52条	市様がプラント機器等の改造を第三者に委託したことで受託者に損害が生じた場合は、当該第三者は市様の履行補助者ということで、市様にて負担していただけると理解して宜しいでしょうか。（第 9 条第 5 項同様の趣旨から導くものです。）	よろしいです。市は当該第三者に求償します。

31	P14 第55条2	乙の責に該当しない要因で施設が停止した場合、委託料はどのようにお考えでしょうか。	この条項は、施設停止の理由の如何にかかわらず、乙が運転停止により支払いを免れた固定費について、控除して委託料を払うことができるということです。
32	P16 第64条	第1項と第2項の「なお、本項は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げない。」とは、第1項・第2項の各号の事由に該当するも契約解除されなかった場合において、市様から受託者への損害賠償請求の可能性があるとの解釈で宜しいでしょうか。	契約解除した場合も該当します。
33	P17 第65条	「第64条の規定」とは、「第64条第1項又は第2項」との解釈で宜しいでしょうか。	よろしいです。
34	P17 第66条	第1項「なお、本項は、乙の甲に対する損害賠償の請求を妨げない。」は、第1項各号の事由に該当するも契約解除されなかった場合において、受託者から市様への損害賠償請求の可能性があるとの解釈で宜しいでしょうか。	契約解除した場合も損害賠償請求できる旨です。
35	P17 第67条	第7項「甲の処置に要した費用の全部」とは、受託者が契約終了にあたり、正当な理由なく相当期間内に受託者の物件の処置につき市の指示に従わないときの、市が第三者に委託して処置した場合の委託費との理解で宜しいでしょうか。	第三者への委託にかかわらず、市が処置に要した費用です。
36	P18 第67条	第8項について、引継期間の定めがない状況で、後任事業者が一向に自立して業務を行えなかった場合は、「業務の引継ぎを故意又は過失により怠った場合」に該当しないとの理解で宜しいでしょうか。	よろしいです。 引継期間を定めることになります。
37	P19 第71条	第3項「第60条の規定に従う」との点について 第60条は不可抗力によって「乙」に損害が生じた場合の規定と考えます。よって、「第三者」「甲」が不可抗力で損害を被った場合の条文として利用するには限界があると考えます。不可抗力によって「第三者」「甲」に損害が生じた場合、具体的に第60条にどのように従う必要があるのかお示しいただけますでしょうか。	第60条第2項　甲は損害等の状況の確認を行い、甲乙協議により、不可抗力への該当性の判定、本契約の変更及び費用負担等について決定する。以下、第3項、第4項に従う。
38	P19 第71条	第4項「前項に従った」とは「第71条第1項」のこととの理解で宜しいでしょうか。	「第1項に従った」と改めます。
39	P19 第72条	「乙によって購入又は調達された当該備品等の所有権は、甲に帰属する。」とありますが、これは税務上「贈与」「寄付」対象との理解で宜しいでしょうか。	備品等の購入又は調達に要する一切の費用は、甲が支払う委託料に含まれていることから、所有権は甲に帰属するという解釈。
40	P20 第79条3	乙は、本事業に係る「財務諸表等」を提出とありますが、乙が特別目的会社の場合は本事業に係る「財務諸表等」を提出し、特別目的会社を設立しない場合には乙の会社全体の「財務諸表等」を提出することで宜しいでしょうか。	特別目的会社を設立しない場合、本事業に係る財務諸表等を作成し提出してください。

41	P20 第79条4	第4項では、「甲は、必要があると認める場合、財務諸表を公表することができるものとする。」とありますが、公表する場合は、事前に乙の承諾を得るとの理解で宜しいでしょうか。	条例の文意から、甲が必要と判断した場合は、公表できるのが基本的な考え方で、乙の承諾までは要さず、通知して公表する程度と解します。
42	P21 第80条	本条は、括弧内に記載されていますが、特別目的会社を設立する場合等の限定された場合に適用される項目との理解で宜しいでしょうか。	よろしいです。
43	P24 【別紙2】1	変動費の区分で支払対象になる費用として、光熱水費、薬剤費が示されています。電気代のうち、契約電力から決まる基本料金は、ごみ処理量に関わらないため、また焼却、リサイクル、最終処分場分の合計で決まるため、代表して焼却施設の固定費に入れたいと考えますが、宜しいでしょうか。また、浸出水処理施設の電力量は、埋立量に関わらないため電力使用料も固定費に入れたいと考えますが宜しいでしょうか。同様に水道代及び薬品費等も同様の考えに基づくことで宜しいでしょうか。	よろしいです。
44	P25 【別紙2】3(2)	「企業向けサービス価格指数」を参考にして委託料改訂の協議を請求できるとなっていますが、この指数はサービスを対象としたものであり、用役費等の物価変動を測るには「企業物価指数」が適切であると考えられます。委託料改訂の参考に用いる指標について、協議は可能でしょうか。	可能です。 「企業向けサービス価格指数等の指標」としています。用役費以外の人件費等の変動を反映させるための例示です。
45	P29 【別紙5】	「4.減額の積算例」において、同月1日から24日までに生じた対象事象について、24ペナルティポイントになるところ、月をまたがり、24日に渡る同一事象についてのペナルティポイントの累積が、積算例のように36となる理由をご教示願います。「2減額の決定過程」に従う限り、積算例の場合は5月1日から12日までの累積ペナルティポイントは12になるのではないでしょうか。	改善するまでに月をまたいでしまう場合、ペナルティポイントは累積するという考えから、2月目のポイントは、1月目と2月目の2回カウントされるという考え方です。
46	P31 【別紙6】	もし、2年間以上、同一不可抗力事由で事業が停止した場合、それにより発生した乙の損害の負担の考え方は、2年間以上のうち、甲の1会計年度に生じた金額のみを対象として、契約金額を20で除した、1/100以内と考えて宜しいでしょうか。	4月～3月の1会計年度単位で、1年間の乙の損害額の内、契約金額を20で除した額の1/100の額までが乙の負担。 2年目は2年目の損害額の内、同様の範囲までが乙の負担。

7. 参考資料1に関する質問

No	質問		回答
1	焼却施設、リサイクル施設 5.用役収支 1)(4)発電電力量	発電電力量は、2炉運転時のみ昼間と夜間で値が大きく異なり、季節によっても若干値が異なっております。運用の考え方等を理解する目的で各時期毎の蒸気収支を開示いただけないでしょうか。	参考資料2の実施設計図書で示します。
2	一般廃棄物最終処分場 3.浸出水処理施設平面	当該図面では浸出水処理水の放流ルートが示されておりませんので、浸出水処理水の放流先及び放流ルー	参考資料2の実施設計図面で示します。

	図	トが明示されている図面等を御開示願います。	
3	一般廃棄物最終処分場維持管理計画書 6 頁 1）埋立期間と埋立対象物	「美唄市は焼却残さを持ち帰る計画」とありますが、そのような場合の搬出運搬方法や、美唄市ごみ搬入量に応じ増減する搬出量の調整方法は、毎月・年度単位なのかご教示願います。	毎日、搬入しに来る天蓋付トラックで、帰路に灰を搬出します。 月単位で、前月の搬入量に基づき搬出量を計算・調整します。
4	一般廃棄物最終処分場維持管理計画書 15 頁 1）埋立期間と埋立対象物	美唄市分の搬出量 391ｔは、集じん灰処理を含んだ量との解釈で宜しいでしょうか。	焼却施設から発生する焼却灰を、焼却施設で処理する 3 市町からの各搬入量で案分した量で、美唄市分を搬出します。
5	一般廃棄物最終処分場維持管理計画書	最終処分場および浸出水処理施設の、消費電力・薬品使用量等のユーティリティ使用量をご提示願います。	最終処分場と浸出水処理施設で、消費電力は約 147kw です。ユーティリティ使用量は、参考資料 2 の実施設計図書で示します。
6	一般廃棄物最終処分場維持管理計画書	最終処分場の遮水工（①遮水シートの仕様・②漏水検知システムの方式・③検知メッシュの間隔・④特許の使用状況等）の仕様をご提示願います。	①②は参考資料 2 で示します。③は施工で変動があるため、竣工検査時に提出されます。④特許使用はありません。
7	一般廃棄物最終処分場維持管理計画書	最終処分場から浸出水処理施設への処理原水の送水のための配管敷設状況（配管径・マンホールピッチ・埋設深等）をご提示願います。	参考資料 2 の実施設計図面で示します。

8. 実施方針質問ご回答に関する質問

No	質問		回答
1		「実施方針に関する回答書」No.6 に示されている、H27 年 4 月以降に処理するごみは、市様によりピット、ヤードまで運搬、移動していただけるものと考えて宜しいでしょうか。	ピット、ヤード以外で貯留・保管した場合の運搬・移動は市が行います。